

令和7年度松本地域観光振興に向けたデータ分析事業業務委託 仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度松本地域観光振興に向けたデータ分析事業業務

2 業務の目的

松本地域振興局管内は、北アルプスや上高地に代表される中部山岳国立公園をはじめ、国宝松本城や美ヶ原等の数多くの観光資源を有している。

こうした環境下にあって、令和6年の松本地域における観光地利用者数は約1,121万人で対前年比120万人の増加を記録した他、観光消費額においても約389億円で対前年比12億円の増加となるなど、コロナ禍前の水準に回復しつつあると言える。

他方、松本地域が直面する観光面での課題として、一人当たりの観光消費額が全県の水準を下回っていることや、松本地域内での観光周遊が実現していない、換言すれば旅行者の旅程の中で松本地域での滞在は一部に留まっており、観光面での関連産業も含めた経済的波及効果の訴求が不十分であるという点が挙げられる。

こうした課題の解決のためには、松本地域の観光動向について、定性的な分析ではなく、より定量的な分析を実施し、その結果と解決すべき問題の所在について関係者間で共有し、次なる施策の企画立案に繋げる必要がある。そうした問題意識に立脚し、本事業では、松本地域でも特に国内旅行者が数多く立ち寄るエリアにおける位置情報等のデータ解析（人流分析）を行い、松本地域が直面する観光面での現状と課題の把握に努め、その解決や松本市を中心とした管内市村への波及効果のデザインに向けた施策の企画立案の材料にすることを目的として実施するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4 予算上限

1,000千円

5 委託業務内容

(1) 松本地域振興局管内における国内観光客のデータ分析（人流分析）の実施

松本地域振興局管内において、特に国内旅行者の往訪数が多いと考えられるエリアに着目し、当該エリアを訪れる旅行客の動向についてのデータ解析（人流分析）を行う。具体的には、①どのエリアからの訪問がボリュームゾーンとなっているか、②松本地域における滞在時間やその後の動向について、把握可能な範囲で定量的な解析を実施する。

データ分析を実施するに当たり、対象とする時期（期間）やエリア等の詳細については、契約締結後において委託者と受託者との間での調整の結果、予算の範囲内において実施可能と認められる範囲内において確定し、実施するものとする。なお、活用するデータ情報については、業務内容を充足できるに足ると判断されるものであれば、自社データ等を活用することを妨げないこととする。

(2) 松本地域観光戦略会議におけるデータ分析結果のプレゼンテーション

受託者は、(1)の分析により導出した結果について、今年度第4四半期に開催を予定している松本地域観光戦略会議において、プレゼンテーション及び必要に応じて質疑応答の対応を実施する。

プレゼンテーションに先立っては、その内容等について、松本地域振興局商工観光課と内容のすり合わせを行うこととする。

6 成果品

事業実績報告書（PowerPoint形式とし、データ分析の結果についてはExcel形式の電子媒体で提出することを求める。）

7 その他

- ・ 個人情報の保護（取得・保護・管理）については十分注意し、流出・損失を生じさせないこと。
 - ・ 本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと。
 - ・ 本事業の実施に当たり、受託者は委託者と十分調整すること。
 - ・ 本事業を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況について、報告を求めることができる。
 - ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めることができることとする。
 - ・ 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

(以上)